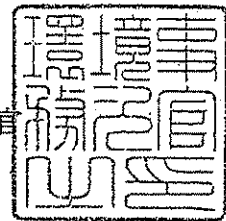


環廃対発第 110520001 号

平成 23 年 5 月 20 日

各都道府県知事 殿

環境事務次官



東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費の  
国庫補助について

廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金の交付については、昭和 50 年 2 月 18 日厚生省環第 110 号厚生事務次官通知の別紙「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、東日本大震災（以下「大震災」という。）に係る交付要綱については別添のとおり新設され、大震災が発生した平成 23 年 3 月 11 日から適用することとしたので、この旨貴管内市町村等に対し周知徹底されたい。

なお、大震災に起因しない災害については、従前の交付要綱によるものとするので申し添える。



## 別添

### 東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費補助金 交付要綱

#### (通 則)

1. 東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

#### (適用関係)

2. 平成 23 年 3 月 11 日以降実施される東日本大震災による被害を受けた廃棄物処理施設の災害復旧費については、「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」（平成 19 年 9 月 6 日環廃対発第 070906003 号環境事務次官通知の別紙）によらず、この交付要綱の定めるところとする。

#### (交付の対象)

3. この補助金の交付の対象となる事業は、東日本大震災により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）及び産業廃棄物処理施設に係る災害復旧事業とする。

#### (交付額の算定方法)

4. この補助金の補助額は、別に定める「東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、以下に掲げる施設の種類及び区分ごとに補助率を乗じて得た額とする。

ただし、下記の区分①、②及び③に該当する場合の概算交付にあたっては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）（以下「財政援助法」という。）第 3 条第 9 項の規定を踏まえ算定すること。

なお、算定された事業ごとの交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

施設の種類	区 分	補 助 率
一般廃棄物処理施設及び浄化槽（市町村整備推進事業）	① 財政援助法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体の場合	財政援助法第3条第2項による率 80/100 から 90/100
	② ①の特定被災地方公共団体のみが加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284号第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の場合	当該一部事務組合等の規約で災害復旧事業費の分担について定めた割合（以下「分担割合」という。）を、加入する当該特定被災地方公共団体に対する「①」の補助率に乗じたものの和
	③ ①の特定被災地方公共団体が一部加入する一部事務組合等の場合	分担割合を、加入する当該市町村に対する「①」及び「④」の補助率に乗じたものの和
	④ ①、②及び③以外の場合	
産業廃棄物処理施設		1 / 2

※ ①、②及び③の補助率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

（申請手続）

5. この補助金の交付の申請は、別紙（2）に基づき作成し、別途指示する期日までに環境大臣に提出するものとする。なお、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙（2）に準じて変更の交付申請書を作成し、これを環境大臣に提出するものとする。

（交付決定までの標準的期間）

6. 環境大臣は、交付申請書が到着した日から原則として7週間以内に交付の決定を行うものとする。

（事業計画の変更）

7. この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の計画について変更が生じた場合には、別紙（2）の別記（1）に準じて、変更する事業計画説明書を作成し、これを環境大臣に提出しなければならない。

（概算交付）

8. 環境大臣は「4.」の表の区分①から③に該当する施設に係る補助金につ

いて、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算交付することができる。

(実績報告)

9. この補助金の事業実績報告は、別紙(3)に基づき作成し、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに環境大臣に提出するものとする。また、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙(6)により環境大臣に提出するものとする。

(精算交付申請手続)

10. この補助金について精算交付申請を行う場合は、別紙(4)に基づき作成し、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は毎年度3月25日のいずれか早い日までに環境大臣に提出するものとする。

(事業期間の変更)

11. 事業が予定の期間内に終了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、別紙(5)により毎年度2月末日までに環境大臣に提出して、その指定を受けなければならない。

(交付に関する細目)

12. この補助金の交付に関する細目については、3. から10. に掲げる事項のほか、別紙(1)東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助方針、平成17年4月11日環廃対発第050411001号環境事務次官通知別紙循環型社会形成推進交付金交付要綱、昭和53年5月31日厚生省環第382号厚生事務次官通知別紙廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱を準用する。

(その他)

13. 特別の事情により4. から12. に定める算定方法及び手続等によることのできない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

通知様式

番 号  
年 月 日

地方公共団体の長 殿

環境省大臣官房  
廃棄物・リサイクル対策部長

平成 年度東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費  
国庫補助対象事業限度額について

平成 23 年〇月〇日環廃対発第〇号環境事務次官通知の「東日本大震災に係る  
廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について」(以下「交付要綱」という。)の  
4. に係る標記について別紙のとおり決定したので通知する。

なお、国庫補助金の交付の申請等の手続については交付要綱の 5. によるもの  
とし、申請書は、平成 年 月 日までに提出されたい。

別紙

東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助対象事業限度額表

市町村名等	施設名	限度額		備考
		事業費	補助額(予定)	
		円	円	

※財政援助法第 3 条第 2 項の規定による国の補助率が決定する前においては、暫定的に交付要綱  
「4.」の表の区分のうち、①から③は 2/3、④は 1/2 で補助率を算定し通知する。なお、  
国の補助率が明らかになった段階で、追って限度額の算定を行い通知する。

別紙（１）

東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助方針

1. 災害復旧事業とは、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用を復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とするものであり、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなすものとする。
2. 補助対象となる事業は、地方公共団体（一部事務組合等を含む。以下同じ。）、廃棄物処理センター及びPFI選定事業者が設置したもので次に掲げる施設の災害復旧事業とする。
  - 一般廃棄物処理施設
  - 浄化槽（市町村整備推進事業）
  - 産業廃棄物処理施設
3. 補助対象から除外されるもの
  - (1) 事務所、倉庫、公舎等の施設
  - (2) 1施設の復旧事業に要する経費が次の表に掲げる限度額未満のもの

施設名	限度額
一般廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者にあつては150万円、町村にあつては80万円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては150万円、3万人未満の組合にあつては80万円
浄化槽（市町村整備推進事業）	市町村にあつては40万円
産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者にあつては150万円、町村にあつては80万円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては150万円、3万人未満の組合にあつては80万円

- (3) 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- (4) 維持工事とみられるもの
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中生じた災害に係るもの
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (7) はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

別紙(2)

番 年 月 号 日

環境大臣

殿

地方公共団体の長 印

平成 年度東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費  
国庫補助金交付申請書

標記補助金の交付について別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

申請額 金 円

(説明書類)

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 1. 事業計画説明書       | (注) 別記(1)作成要領により記載すること。 |
| 2. 国庫補助金所要額調書    | 別紙 号 別記(2)により作成すること。    |
| 3. 財源調書          | 別紙 号                    |
| 4. 本工事費種別明細書     | 別紙 号                    |
| 5. 調査費明細書        | 別紙 号                    |
| 6. 機械器具費明細書      | 別紙 号                    |
| 7. 営繕費明細書        | 別紙 号                    |
| 8. 工事雑費明細書       | 別紙 号                    |
| 9. 事務費明細書        | 別紙 号                    |
| 10. 代価表に基づく単価一覧表 | 別紙 号                    |
- 昭和53年5月31日厚生省  
第382号厚生事務次官通知  
別紙廃棄物処理施設整備費  
補助金交付要綱別紙様式第  
4を参照して作成すること  
ただし、本事業の対象とな  
らない部分は除く。

(添付書類)

1. 設計図
  - (1) 一般平面図
  - (2) 工種別平面図
  - (3) 構造図
  - (4) その他必要図
2. 被害直前の関係図面
3. 歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本
4. 契約書写



別記(1)

事業計画説明書

1. 本事業の施行理由及び効果  
本事業の実態を把握するに便なるよう簡明、正確に記述し、かつ、事業による効果を記載するとともに、被害前後の状況を記述すること。
2. 事業実施計画  
東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業を実施するための事業期間、対象となる地域、実施予定について計画を策定し、様式(1)を作成し添付すること。
3. 事業計画明細  
本事業の概要を記述するとともに、補助事業にかかる事業計画を具体的に記載すること。
4. 施工方針  
補助事業に該当する各工事毎にその施工方針(工事方法)を具体的に記述すること。
5. 施行方法  
本事業の施行について、直営、請負の別を記述すること。ただし、直営、請負を併合するものは、各々の事業内容の概要を記述すること。
6. 施行場所
7. 工事着工予定期日及び竣工予定期日

様式(1)

# 東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業実施計画(総括表)

単位:千円

事業主体	全体事業期間	平成23年度 標準税収入	事業費全体額 (想定)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度

※本表は事業の全体を把握するためのものである。

※平成23年度標準税収入が決定していない場合は「平成23年度標準税収入」欄は記載しないこと。

※「事業費全体額(想定)」欄には年度事業費の事業全体の合計額を記載すること。

国庫補助所要額調査

単位:円

年度	総事業費 A	寄付金その他収入 額 B	差引額 A-B C	補助対象 事業費 D	国庫補助 基本額 E	補助率 F	国庫補助 所要額 G
〇〇年度							

(記載上の注意)

※「〇〇年度分」段には今年度の事業費等を記載すること。

※A欄「総事業費」にはその年度の事業にかかると総事業費を記載すること。

※B欄「寄付金その他収入額」には有価物の売却で得た収入額等を記載すること。

※C欄「差引額」にはA欄に記載した額からB欄に記載した額を差し引いた額を記載すること。

※D欄「補助対象事業費」には差引額のうち補助対象となる事業費を記載すること。

※E欄「国庫補助基本額」には差引額の結果通知された補助限度額を記載すること。

※F欄「補助率」にはついでに次のとおりとする。

(1) 財政援助法第3条第2項の規定による国の補助率が決定する前においては、交付要綱「4.」の表の区分①から③の場合は、暫定的に補助率2/3を記入すること。

なお、国の補助率の算定方法の詳細については、追って通知する予定である。

(2) 交付要綱「4.」の表の区分④及び産業廃棄物処理施設の場合は、補助率1/2を記入すること。

※G欄にはE欄の額にF欄の率を乗じた額を記載すること。

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費  
国庫補助金事業実績報告書

平成 年度において国庫補助金の交付を受けた標記事業が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により関係書類を添えて報告する。

精算額 金 円

(説明書類)

- |               |    |   |  |
|---------------|----|---|--|
| 1. 交付決定通知書    | 金  | 円 | 平成 年 月 日第 号  |
| 2. 収支精算書      | 別紙 | 号 | 別記(1)により作成すること。<br>昭和53年5月31日厚生省環第<br>382号厚生事務次官通知別紙廃<br>棄物処理施設整備補助金交付要<br>綱別紙様式第5及び第7を参照<br>して作成のこと。<br>ただし、本事業の対象とならな<br>い部分を除く。 |
| 3. 事業竣工報告書    | 別紙 | 号 |  |
| 4. 事業費財源精算調書  | 別紙 | 号 |  |
| 5. 本工事費別明細精算書 | 別紙 | 号 |  |
| 6. 調査費精算書     | 別紙 | 号 |  |
| 7. 機械器具費精算書   | 別紙 | 号 |  |
| 8. 営繕費精算書     | 別紙 | 号 |  |
| 9. 事務費精算書     | 別紙 | 号 |  |
| 10. 残存物件調書    | 別紙 | 号 |  |

(添付書類)

1. 竣工設計図面(写真を含む)
2. 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
3. 請負工事の場合は契約書写しを直営工事の部分については資材の調書等

(その他)

実績報告書のうち、2.及び4.~10.の各精算書の記載にあたっては、申請時と精算時において変更がある場合には、当該変更部分の上段に( )書きで申請時の内容を記載すること。

収支精算書

年度	総事業費 A	寄付金その他収入額 B	差引額 A-B C	実支出額 D	支出済額 (概算払済 額) E	国庫補助 基本額 F	補助率 G	国庫補助 所要額 H	国庫補助 交付決定額 I	国庫補助 受入又は 見込額 J	差引過 △不足額 H-J K
〇〇年度											

単位:円

(記載上の注意)

- ※「〇〇年度分」段には今年度の事業費等を記載すること。
  - ※A欄「総事業費」にはその年度の事業にかかると総事業費を記載すること。
  - ※B欄「寄付金その他収入額」には有価物の売却で得た収入額等を記載すること。
  - ※C欄「差引額」にはA欄に記載した額からB欄に記載した額を差し引いた額を記載すること。
  - ※D欄「実支出額」には当該年度事業で支出した額のうち補助対象となる額を記載すること。
  - ※E欄「支出済額(概算払済額)」には概算払いによって支出した額を記載すること。
  - ※F欄「国庫補助基本額」にはC欄に記載した額、D欄に記載した額及び協定の結果通知された補助限度額のうちいずれか少ない額を記載すること。
  - ※G欄「補助率」については次のとおりとする。
- (1) 財政援助法第3条第2項の規定による国の補助率が決定する前においては、交付要綱「4. J」の表の区分①から③の場合には、暫定的に補助率2/3を記入すること。
- なお、国の補助率の算定方法の詳細については追って通知する予定である。
- (2) 交付要綱「4. J」の表の区分の④及び産業廃棄物処理施設の場合には、補助率1/2を記入すること。
- ※H欄にはF欄の額にG欄の率を乗じた額を記載すること。

環境大臣

殿

地方公共団体の長 印

平成 年度東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費  
国庫補助金の交付申請並びに事業実績報告について

標記補助金の精算交付について関係書類を添えて次のとおり申請する。

精算交付申請額 金 円

（説明書類）

- |               |    |   |
|---------------|----|---|
| 1. 収支精算書      | 別紙 | 号 |
| 2. 事業竣工報告書    | 別紙 | 号 |
| 3. 事業費財源精算調書  | 別紙 | 号 |
| 4. 本工事費別明細精算書 | 別紙 | 号 |
| 5. 調査費精算書     | 別紙 | 号 |
| 6. 機械器具費精算書   | 別紙 | 号 |
| 7. 営繕費精算書     | 別紙 | 号 |
| 8. 事務費精算書     | 別紙 | 号 |
| 9. 残存物件調書     | 別紙 | 号 |

別紙（３）に準じて  
記載すること。

（添付書類）

1. 竣工設計図面（写真を含む）
2. 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
3. 請負工事の場合は契約書の写しを、直営工事の部分については資材の調書等
4. その他参考となる書類

環境大臣 殿

地方公共団体の長 ㊤

平成 年度東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業状況報告書

a 国庫補助対象事業名			b 事業費		
市町村(組合)名	施設名	規模	国庫補助基本額 (イ)	補助率 (ロ)	国庫補助金 (ハ)
			円	/	円
c 事業着工 年月日	d 交付決定額	e 補助金受入調書		f 補助金繰越予定額 (d-e)	
		受入済額	受入予定額	計	
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
g 3月31日までに事業費支払確定の算出根拠				h 事業繰越 予定額 b(イ)-g(ハ)	事業竣工予定年月日
(イ) 事業費支払義務確定額			(ロ) 事業費支払 予定額	3月31日迄に 事業費支払確定 予定額 (イ)+(ロ)=(ハ)	原 申 請 線 越
支払済額	支出義務額	計			
円	円	円	円	円	着工・・・ 竣工・・・ 着工・・・ 竣工・・・
i 事業費支払確定予定額及び事業繰越予定額内訳					
国庫補助対象事業内訳			事業費支払 確定予定額	事業費翌年度 繰越予定額	摘 要
工種別	工事別	金額 円	円	円	
合 計			g(ハ)と同額 とする。	hと同額 とする。	
繰越理由その他 参考事項					

- (注) 1. 補助金受入調書中受入予定額とは、3月31日まで事業費支払確定額に相当する補助額より受入済額を控除した残額をいう。  
 2. 事業費支払義務確定額 (イ) とは、補助対象事業がすでに完成された分 (法律上の給付行為) に対する事業費の支払額及び支払義務額 (現在までの支払義務確定額) をいう。  
 3. 事業費支払予定額 (ロ) とは、補助対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込ある事業に要する費用をいう。  
 4. 事業費支払確定予定額とは、(イ) 欄及び(ロ) 欄の合計額をいう。  
 5. 事業費翌年度繰越予定額とは、補助基本額より3月31日までの事業費支払確定予定額を控除した額をいう。  
 6. 事業費支払確定予定額及び事業繰越予定額内訳の様式その他の記載事項については、補助申請書の事業費明細書に準ずること

別紙(6)

第 号  
平成 年 年 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金  
年度終了実績報告書の提出について

平成 年 月 日〇〇〇〇〇〇第 号をもって交付決定を受けた標記事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり報告する。

別 紙

事業箇所	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費	補助基本額	補助金額	事業費 支払実績 (見込)額	事業 進捗率	補助金 受入額	事業費	補助金額	着手年月	完了予定 年月	
	円	円	円	円	%	円	円	円			





環廃対発第 110527004 号

平成 23 年 5 月 27 日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 長



東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

標記の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号本職通知により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を次のとおり改正したので、貴管内市区町村等に周知されるようお願いする。

## 改正内容

「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」中、

1. 第2. 対象となる経費 11 委託料を下記のように改める。

ごみ処理事業、し尿処理事業について、災害により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村等に委託した場合の経費

なお、ごみの収集・運搬にかかる委託業務にあつては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、消費税相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

2. 第2. 対象となる経費 13 事務費を下記のように改める。

ごみ処理事業を施行するために必要な事務に要する旅費及び庁費（賃金、需用費（消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕費）、通信運搬費、委託料、備品費、賃借料、使用料等）

3. 表 廃棄物処理費を別添のものに改める。

別添

表 廃棄物処理費

項目	算出式	備考
<p>収集費 (運搬費の一環)</p>	<p>収集費=収集に係る費用で、県又は市町村の単価・歩掛により必要最小限の積み上げ額(労務費については、公共工事設計労務単価(国土交通省、農林水産省)も参照)。</p>	<p>○収集・運搬に必要なバックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価(財)建設物価調査会、積算資料(財)経済調査会等の公表資料を参照</p>
<p>運搬費 (現場から仮置き場) (仮置き場からの積出し)</p>	<p>以下の運搬費単価をもとにダンプトラックの種類や廃棄物の量に応じて運搬費を積み上げる。</p> <p>運搬費(円/m<sup>3</sup>) = A / Q</p> <p>A : ダンプ1時間当たりの経費(円/時) Q : 1時間当たりの運搬土量(m<sup>3</sup>/時)</p> <p>Q = (60 × q × E) / Cm</p> <p>Q : 1時間当たりの運搬量(m<sup>3</sup>/時) q : 1台当たりの積載量(m<sup>3</sup>) E : 係数(0.9) Cm : 積込み、運搬、積下しに要する時間(分)</p> <p>= βL + α = (60/V) × L + α</p> <p>β : 運搬1km当たりの所要時間(分/km) = (60/V)</p> <p>V : 運搬速度(km/時) L : 運搬距離(往復:km) α : 積込等による待ち時間(分)</p> <p>(参考)</p> <p>○1台当たりの積載量(q)</p> <p>2t ダンプトラック = 3.1 m<sup>3</sup> (木質系)、1.6 m<sup>3</sup> (ガラ系) 4t " = 4.6 m<sup>3</sup> (木質系)、2.5 m<sup>3</sup> (ガラ系) 10t " = 10.0 m<sup>3</sup> (木質系)、6.6 m<sup>3</sup> (ガラ系)</p>	<p>○収集・運搬に必要なバックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価(財)建設物価調査会、積算資料(財)経済調査会等の公表資料を参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>中間処理費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>中間処理費 = F × G</p> <p>F : 廃棄物重量(t) G : 1t当たりの処理費(円/t) (県又は市町村の単価による)</p>	<p>○コンクリート塊、可燃物等の中間処理の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>最終処分費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>最終処分費 = H × I</p> <p>H : 廃棄物体積(m<sup>3</sup>) I : 1m<sup>3</sup>当たりの処理費(円/m<sup>3</sup>) (県又は市町村の単価による)</p>	<p>○安定型処分場及び管理型処分場における最終処分の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>

<p>共通仮設費、現場管理費、一般管理費等 (委託料の一環)</p>	<p>ごみの収集・運搬にかかる委託業務に必要な共通仮設費、現場管理費、一般管理費等であって、「国土交通省土木工事積算基準」に定める基準により算定された額の範囲内とする。具体的な額の算定は、原則として、「国土交通省土木工事積算基準」に定める工種区分の「道路維持工事」により行うものとする。ただし、個々の業務内容から判断して、他の工種区分によることが妥当と認められる場合又は「農林水産省土地改良工事積算基準」に定める工種区分によることが妥当と認められる場合は、それぞれの工種区分により算定を行うことができるものとする。</p>	<p>○「国土交通省土木工事積算基準」、「農林水産省土地改良工事積算基準」を参照</p>												
<p>事務費</p>	<p>ごみ処理事業を施行するために必要な各種の事務（現地調査、分析試験、測量、計画策定、設計、施工管理等）に要する費用であって、ごみ処理事業の事業費の額に応じ、下の率により算定された額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="411 696 922 958"> <thead> <tr> <th>ごみ処理事業の事業費</th> <th>事務费率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億円以下の額</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下の額</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え10億円以下の額</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え30億円以下の額</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>30億円を超える額</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ処理事業の事業費	事務费率	3億円以下の額	4.5%	3億円を超え5億円以下の額	3.5%	5億円を超え10億円以下の額	2.5%	10億円を超え30億円以下の額	2.0%	30億円を超える額	1.5%	
ごみ処理事業の事業費	事務费率													
3億円以下の額	4.5%													
3億円を超え5億円以下の額	3.5%													
5億円を超え10億円以下の額	2.5%													
10億円を超え30億円以下の額	2.0%													
30億円を超える額	1.5%													
<p>消費税相当額</p>	<p>消費税相当額=5%</p>													

(参考) 過去の実績例

<p>阪神淡路大震災</p>	<p>災害廃棄物発生量 約1,450万トン 事業費 約3,246億円 処理単価 約2.2万円/トン</p>
<p>新潟県中越地震</p>	<p>災害廃棄物発生量 約60万トン 事業費 約195億円 処理単価 約3.3万円/トン</p>
<p>岩手・宮城内陸地震</p>	<p>災害廃棄物発生量 約0.44万トン 事業費 約6,841万円 処理単価 約1.5万円/トン</p>

※処理単価は費用等をがれき発生量等で単純平均したもの

(改正後全文)

環廃対発第110502003号

平成23年5月2日

(改正)

環廃対発第110527004号

平成23年5月27日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成23年5月2日環廃対発第110502002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、別紙「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたので、貴管内市区町村等に周知されるようお願いする。

なお、東日本大震災に起因しない災害については、従前の取扱いによるものとするので申し添える。



## 別紙

### 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

#### 第1. 通則

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業については、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、以下に定めるところにより取り扱うものとする。

#### 第2. 対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

##### 1 労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

##### 2 解体工事費

ごみ処理事業に係るもので、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（平成 19 年 4 月 2 日環廃対発第 070402002 号環境事務次官通知の別紙）に基づく解体工事（解体工事に係る運搬費も含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

- ① 地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）
- ② 門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が判断した場合の解体費
- ③ 擁壁（倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費は除く。）は、対象としない。

解体工事の対象となる家屋、事業所等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 22 条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋、事業所等とする。

##### 3 仮設工事費

ごみ処理事業に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

##### 4 運搬費

ごみ処理事業にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用（海上輸送費も含む）

し尿処理事業にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

##### 5 処理・処分費

破碎、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。）

#### 6 借上料

ごみ処理事業にあつては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料

し尿処理事業にあつてはバキューム車、し尿運搬船等の借り上げ料

#### 7 自動車購入費

ごみ処理事業に係る自動車の購入費については、1日当たりの借上相当額に日数を乗じて得た額

#### 8 機械器具修繕費

ごみ処理事業に係る重機等の修繕費

#### 9 燃料費

ごみ処理事業、し尿処理事業に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

#### 10 薬品費

ごみ及びし尿の処理・処分に必要な薬品費

#### 11 委託料

ごみ処理事業、し尿処理事業について、災害により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村等に委託した場合の経費

なお、ごみの収集・運搬にかかる委託業務にあつては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、消費税相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

#### 12 諸経費

解体工事に要する額の15%の範囲内とする。

#### 13 事務費

ごみ処理事業を施行するために必要な事務に要する旅費及び庁費（賃金、需用費（消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕費）、通信運搬費、委託料、備品費、賃借料、使用料等）

#### 14 単価・歩掛

別紙「廃棄物処理費の算定基準」及び「倒壊家屋等の解体工事費の算出基準」によることとし、これ以外の経費については、「国土交通省土木工事積算基準」や「建設物価」等を使用して得た単価・歩掛によることとする。

### 第3. 対象から除外される経費及び事業

1. 1市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合



にあつては80万円未満、市町村（指定市を除く。）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあつては40万円未満のもの

2. 通常時に排出されると見込まれる生活系のごみ処理事業に要する経費
3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づいて、災害その他伝染病流行のおそれがある場合において行われるそ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布
4. ごみ又はし尿の処理を自らが設置する施設において実施した場合は、当該処理に要した費用。ただし、市町村が設置する施設又は市町村からの委託による処理を実施する施設についてはこの限りではない。
5. 国土交通省所管の都市災害復旧事業として行われる堆積土砂排除事業
6. 自衛隊等が無償で実施した地域における解体、収集・運搬事業
7. 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの
  - ① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
  - ② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
  - ③ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体事業
  - ④ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体事業

#### 第4. し尿処理事業の調査

通常災害における災害等廃棄物処理事業の場合、し尿くみ取り量は「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」（平成19年7月26日財計事務連絡第168号）により維持分として便槽容量の1/2を調査の対象から除外しているが、今般の大震災に伴う津波被害を受けた区域に係るし尿くみ取りについては、維持分を見極める要素がないため、全量を調査の対象とする。

#### 第5. その他

その他、本取扱いに定める以外のものについては、「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A」各種を参考のこと。

## 廃棄物処理費の算定基準

### 1. 適用範囲

廃棄物処理に係る主要な経費（収集費、現場から仮置き場まで及び仮置き場からの積出しの運搬費、中間処理費、最終処分費）の算出に当たっては、本基準によることとする。

### 2. 算出基準

廃棄物処理に係る主要な経費の算出は次頁の表により行う。

### 3. 廃棄物処理費

廃棄物処理に係る主要な経費の額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

表 廃棄物処理費

項目	算出式	備 考
<p>収集費 (運搬費の一環)</p>	<p>収集費=収集に係る費用で、県又は市町村の単価・歩掛により必要最小限の積み上げ額(労務費については、公共工事設計労務単価(国土交通省、農林水産省)も参照)。</p>	<p>○収集・運搬に必要なトラックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価(財)建設物価調査会)、積算資料(財)経済調査会)等の公表資料を参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>運搬費 (現場から仮置き場) (仮置き場からの積出し)</p>	<p>以下の運搬費単価をもとにダンプトラックの種類や廃棄物の量に応じて運搬費を積み上げる。</p> <p>運搬費 (円/m<sup>3</sup>) = A/Q</p> <p>A : ダンプ1時間当たりの経費 (円/時) Q : 1時間当たりの運搬土量 (m<sup>3</sup>/時)</p> <p>Q = (60 × q × E) / Cm</p> <p>Q : 1時間当たりの運搬量 (m<sup>3</sup>/時) q : 1台当たりの積載量 (m<sup>3</sup>) E : 係数 (0.9) Cm : 積み込み、運搬、積下しに要する時間 (分)</p> <p>= βL + α</p> <p>= (60/V) × L + α</p> <p>β : 運搬1km当たりの所要時間 (分/km) = (60/V)</p> <p>V : 運搬速度 (km/時) L : 運搬距離 (往復: km) α : 積込等による待ち時間 (分)</p> <p>(参考)</p> <p>○1台当たりの積載量 (q)</p> <p>2t ダンプトラック = 3.1 m<sup>3</sup> (木質系)、1.6 m<sup>3</sup> (ガラ系) 4t " = 4.6 m<sup>3</sup> (木質系)、2.5 m<sup>3</sup> (ガラ系) 10t " = 10.0 m<sup>3</sup> (木質系)、6.6 m<sup>3</sup> (ガラ系)</p>	<p>○収集・運搬に必要なトラックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価(財)建設物価調査会)、積算資料(財)経済調査会)等の公表資料を参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>中間処理費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>中間処理費 = F × G</p> <p>F : 廃棄物重量 (t) G : 1 t 当たりの処理費 (円/t) (県又は市町村の単価による)</p>	<p>○コンクリート塊、可燃物等の中間処理の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>最終処分費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>最終処分費 = H × I</p> <p>H : 廃棄物体積 (m<sup>3</sup>) I : 1 m<sup>3</sup> 当たりの処理費 (円/m<sup>3</sup>) (県又は市町村の単価による)</p>	<p>○安定型処分場及び管理型処分場における最終処分の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>

<p>共通仮設費、現場管理費、一般管理費等 (委託料の一環)</p>	<p>ごみの収集・運搬にかかる委託業務に必要な共通仮設費、現場管理費、一般管理費等であって、「国土交通省土木工事積算基準」に定める基準により算定された額の範囲内とする。具体的な額の算定は、原則として、「国土交通省土木工事積算基準」に定める工種区分の「道路維持工事」により行うものとする。ただし、個々の業務内容から判断して、他の工種区分によることが妥当と認められる場合又は「農林水産省土地改良工事積算基準」に定める工種区分によることが妥当と認められる場合は、それぞれの工種区分により算定を行うことができるものとする。</p>	<p>○「国土交通省土木工事積算基準」、「農林水産省土地改良工事積算基準」を参照</p>												
<p>事務費</p>	<p>ごみ処理事業を施行するために必要な各種の事務（現地調査、分析試験、測量、計画策定、設計、施工管理等）に要する費用であって、ごみ処理事業の事業費の額に応じ、下の率により算定された額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="411 696 922 958"> <thead> <tr> <th>ごみ処理事業の事業費</th> <th>事務费率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億円以下の額</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下の額</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え10億円以下の額</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え30億円以下の額</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>30億円を超える額</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ処理事業の事業費	事務费率	3億円以下の額	4.5%	3億円を超え5億円以下の額	3.5%	5億円を超え10億円以下の額	2.5%	10億円を超え30億円以下の額	2.0%	30億円を超える額	1.5%	
ごみ処理事業の事業費	事務费率													
3億円以下の額	4.5%													
3億円を超え5億円以下の額	3.5%													
5億円を超え10億円以下の額	2.5%													
10億円を超え30億円以下の額	2.0%													
30億円を超える額	1.5%													
<p>消費税相当額</p>	<p>消費税相当額=5%</p>													

(参考) 過去の実績例

<p>阪神淡路大震災</p>	<p>災害廃棄物発生量 約1,450万トン 事業費 約3,246億円 処理単価 約2.2万円/トン</p>
<p>新潟県中越地震</p>	<p>災害廃棄物発生量 約60万トン 事業費 約195億円 処理単価 約3.3万円/トン</p>
<p>岩手・宮城内陸地震</p>	<p>災害廃棄物発生量 約0.44万トン 事業費 約6,841万円 処理単価 約1.5万円/トン</p>

※処理単価は費用等をはがれき発生量等で単純平均したもの

## 倒壊家屋等の解体工事費の算定基準

### 1. 適用範囲

倒壊した木造家屋、鉄筋コンクリート製建物（RC）の解体工事費及び解体工事に伴う仮置き場までの運搬費の算出に当たっては、本基準によることとする。

### 2. 算出基準

解体費の算出は表1（木造家屋）及び表2（RC）により行い、解体工事に伴う運搬費の算出は表3により行う。

### 3. 算出額

解体工事費（解体工事に伴う運搬費を含む）の1㎡あたりの額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

表1 解体費（木造）

（単位：円）

項目	算出式	適用
解体工事費	解体工事費 $= (A \times \alpha + B \times \beta) \div 1.051$ $\times \text{延べ床面積 (m}^2\text{)}$ A：手解体費（円/㎡） B：機械解体費（円/㎡） α：手解体の割合 β：機械解体の割合 $\alpha + \beta = 1$	○手解体費及び機械解体費は、建設物価等による。  ○αとβの割合が不明の場合はα≤1/3の割合を標準とする。
仮設工事費 （解体工事に係る）	仮設工事費＝交通整理員等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経费率15%以内 諸経費＝（解体工事費＋仮設工事費）×0.15以内	
消費税相当額	消費税相当額＝5%	
解体費合計＝解体工事費＋仮設工事費＋諸経費＋消費税相当額		

注）各市町村の実績により、半壊、全壊で解体費用に区別をしている場合は、その値を適用する。

表2 解体費 (RC)

(単位:円)

項目	算出式	適用
解体工事費	解体工事費 $= \{(A \times \alpha) + (B \times \beta)\} \times C \div 1.051 \times \text{延べ床面積 (m}^2\text{)}$ A: 大型ブレーカー使用費 (円/m <sup>2</sup> ) B: ハンドブレーカー使用費 (円/m <sup>2</sup> ) α: 大型ブレーカーの割合 β: ハンドブレーカーの割合 $\alpha + \beta = 1$ C: 単位面積当たりのガラ発生量 (m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )	○大型ブレーカー又はハンドブレーカーによる解体費は、建設物価等による。  ○αとβの割合が不明の場合はα≥4/5の割合を標準とする。  ○Cが不明の場合は、C=0.832 (m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )を標準とする。
仮設工事費 (解体工事に係る)	仮設工事費=交通整理員、防塵シート、足場掛け等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経费率15%以内 諸経費=(解体工事費+仮設工事費)×0.15以内	
消費税相当額	消費税相当額=5%	
解体費合計=解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税相当額		

注) 各市町村の実績により、半壊、全壊で解体費用に区別をしている場合は、その値を適用する。

表3 解体工事に伴う運搬費（木造及びRC）

（単位：円）

項目	算出式	適用
解体工事費	<p>運搬費（円）＝（A/Q）×C×延べ床面積（㎡）</p> <p>〔 A：ダンプ1時間当たりの経費（円/時）            Q：1時間当たりの運搬土量（㎡/時）            C：単位面積当たりのがれき発生量（㎡/㎡）  <math>Q = (60 \times q \times f \times E) / C_m</math>            Q：1時間当たりの運搬土量（㎡/時）            q×f：1台当たりの積載土量            E：係数（0.9）            C<sub>m</sub>：積込み、運搬、積下しに要する時間（分）  <math>= \beta L + \alpha</math>  <math>= (60/V) \times L + \alpha</math>            β：運搬1km当たりの所要時間（分）  <math>= (60/V)</math>            V：運搬速度（km/時）            L：運搬距離（往復：km）            α：積込等による待ち時間（分）</p> <p>注）路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等を行う場合は、別に積算する。</p>	<p>○算出式に用いる係数を各市町村で設定していない場合は、参考欄に示す値を標準とする。</p>
	<p>（参考）</p> <p>○ダンプ経費            2t ダンプトラック 1時間当たりの経費＝4,175（円/時）            4t       "                       "       ＝4,775（円/時）            10t       "                       "       ＝6,950（円/時）</p> <p>○がれき発生量            木造＝木質系 0.47（㎡/㎡）                 "＝ガラ系 0.34（㎡/㎡）            RC＝ガラ系 0.832（㎡/㎡）</p> <p>○1台当たりの積載土量（q×f）            2t ダンプトラック＝ 3.1㎡（木質系）、1.6㎡（ガラ系）            4t       "           ＝ 4.6㎡（木質系）、2.5㎡（ガラ系）            10t       "           ＝10.0㎡（木質系）、6.6㎡（ガラ系）</p> <p>○V≥6km/時（交通渋滞の解消策を図り、できる限りV≥10とする）</p> <p>○α≤16分</p>	
諸経費	<p>諸経费率 15%以内            諸経費＝運搬費×0.15 以内</p>	
消費税相当額	<p>消費税相当額＝5%</p>	
<p>解体工事に伴う運搬費＝運搬費＋諸経費＋消費税相当額</p>		

